

- 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（平成二十年金融庁・財務省・経済産業省告示第三号）

改正案	現行
<p>（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項）</p> <p>第二条 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号。以下「規則」という。）第八十三条第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（直近の二事業年度に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。</p> <p>2 <u>前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成しなければならない。</u></p> <p>3 <u>第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p>一～九 （略）</p> <p>十 貸借対照表の科目が自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第一号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明</p> <p>4 <u>第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p>一 （略）</p>	<p>（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項）</p> <p>第二条 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号。以下「規則」という。）第八十三条第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項のうち、事業年度に係る説明書類に記載すべき事項は、<u>次項に定める自己資本の構成に関する開示事項、第三項に定める定性的な開示事項及び第四項に定める定量的な開示事項とする。</u></p> <p>2 <u>自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成しなければならない。</u></p> <p>3 <u>定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。</u></p> <p>一～九 （略）</p> <p>十 貸借対照表の科目が<u>前項に定める自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第一号に記載する項目のいずれに相当するか</u>についての説明</p> <p>4 <u>定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。</u></p> <p>一 （略）</p>

二 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

イ～ホ （略）

へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。）並びに自己資本比率告示第六十条第二項第二号、第六十条第二項第二号及び第二百三十条第一項（自己資本比率告示第六六条、第八八条及び第一百七条第一項において準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

ト～リ （略）

ヌ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比

三 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

イ 標準的手法又は基礎的内部格付手法（内部格付手法のうち、事業法人等向けエクスポージャーについてLGD及びEADの

二 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

イ～ホ （略）

へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。）並びに自己資本比率告示第六十条第二項第二号、第六六条、第六十条第二項第二号及び第二百三十条（自己資本比率告示第八八条及び第一百七条第一項において準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

ト～リ （略）

ヌ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値の対比

三 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

イ 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエ

自金庫推計値を用いない手法をいう。以下同じ。）が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）

(1)・(2) (略)

ロ (略)

四 (略)

五 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 商工組合中央金庫がオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)～(8) (略)

(9) 自己資本比率告示第二百八十五条の五第二項において読み替えて準用する自己資本比率告示第二百三十条（第一項第二号を除く。）の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産

クスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）

(1)・(2) (略)

ロ (略)

四 (略)

五 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 商工組合中央金庫がオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)～(8) (略)

(9) 自己資本比率告示第二百八十五条の五第二項の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

の種類別の内訳

(10) (略)

ニ 商工組合中央金庫が投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)～(3) (略)

(4) 自己資本比率告示第二百八十五条の五第二項において読み替えて準用する自己資本比率告示第二百三十条（第一項第二号を除く。）の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

六～九 (略)

（単体自己資本比率を算出する場合における中間事業年度の開示事項）

第三条 前条（第三項第一号から第九号までを除く。）の規定は、規則第八十三条第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（直近の二中間事業年度に係るものに限る。）について準用する。この場合において、前条第二項中「前項」とあるのは「第三条の規定により読み替えて準用する第二条第一項」と、同条第三項中「第一項の定性的な」とあるのは「第三条の規定により読み替えて準用する第二条第一項の定性的な」と、同項第十号中「貸借対照表」とある

(10) (略)

ニ 商工組合中央金庫が投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)～(3) (略)

(4) 自己資本比率告示第二百八十五条の五第二項の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

六～九 (略)

（単体自己資本比率を算出する場合における中間事業年度の開示事項）

第三条 規則第八十三条第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項のうち、中間事業年度に係る説明書類に記載すべき事項は、前条第二項に定める自己資本の構成に関する開示事項、同条第三項第十号に定める貸借対照表の科目が同条第二項に定める自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第一号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明及び同条第四項に定める定量的な開示事項とする。この場合において、同条第三項第十号及び第四項中「

のは「中間貸借対照表」と、同条第四項中「第一項の定量的な」とあるのは「第三条の規定により読み替えて準用する第二条第一項の定量的な」と、同項第一号ハ中「この条及び第四条」とあるのは「この条」と、同号ヘ中「をいう。第六条第一項第七号において同じ。」とあるのは「をいう。」と、同項第七号中「を除く。第四条第四項第八号において同じ。」とあるのは「を除く。」と、同号イ中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、同号ハ中「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書」とあるのは「中間貸借対照表で認識され、かつ、中間損益計算書」と、同号ニ中「貸借対照表及び損益計算書」とあるのは「中間貸借対照表及び中間損益計算書」と読み替えるものとする。

(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項)

第四条 規則第八十四条第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項(直近の二事業年度に係るものに限る。)は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。

- 2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第二号により作成しなければならない。
- 3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 連結の範囲に関する次に掲げる事項

貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、同項中「損益計算書」とあるのは「中間損益計算書」と読み替えるものとする。

- 2 前項に規定する中間事業年度に係る説明書類に記載すべき事項のうち、前条第二項に定める自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成しなければならない。

(連結自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項)

第四条 規則第八十四条第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項のうち、事業年度に係る説明書類に記載すべき事項は、次項に定める自己資本の構成に関する開示事項、第三項に定める定性的な開示事項及び第四項に定める定量的な開示事項とする。

- 2 自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第二号により作成しなければならない。
- 3 定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。
 - 一 連結の範囲に関する次に掲げる事項

イ 自己資本比率告示第三条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表規則に基づき連結の範囲（以下「会計連結範囲」という。）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

ロ～ホ （略）

二～十 （略）

十一 自己資本比率告示第三条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第二号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 その他金融機関等（自己資本比率告示第八条第八項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）であつて商工組合中央金庫の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回つた会社の名称と所要自己資本を下回つた額の総額

二 （略）

三 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

イ 自己資本比率告示第三条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づき連結の範囲（以下「会計連結範囲」という。）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

ロ～ホ （略）

二～十 （略）

十一 自己資本比率告示第三条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が前項に定める自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第二号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明

4 定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 その他金融機関等であつて商工組合中央金庫の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回つた会社の名称と所要自己資本を下回つた額の総額

二 （略）

三 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

イ～ホ (略)

へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。

）並びに自己資本比率告示第六十条第二項第二号、第一百六十条第二項第二号及び第二百三十条第一項（自己資本比率告示第一百六条、第一百八条及び第一百七条第一項において準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

ト～リ (略)

ヌ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比

四・五 (略)

六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 商工組合中央金庫がオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ～ホ (略)

へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。

）並びに自己資本比率告示第六十条第二項第二号、第一百六条、第一百六十条第二項第二号及び第二百三十条（自己資本比率告示第一百八条及び第一百七条第一項において準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

ト～リ (略)

ヌ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値の対比

四・五 (略)

六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 商工組合中央金庫がオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)～(8) (略)

(9) 自己資本比率告示第二百八十五条の五第二項において読み替えて準用する自己資本比率告示第二百三十条（第一項第二号を除く。）の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(10) (略)

ニ 連結グループが投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)～(3) (略)

(4) 自己資本比率告示第二百八十五条の五第二項において読み替えて準用する自己資本比率告示第二百三十条（第一項第二号を除く。）の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

七～十 (略)

(連結自己資本比率を算出する場合における中間連結会計年度の開示事項)

第五条 前条（第三項第二号から第十号までを除く。）の規定は、規則第八十四条第一項第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（直

(1)～(8) (略)

(9) 自己資本比率告示第二百八十五条の五第二項の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(10) (略)

ニ 連結グループが投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)～(3) (略)

(4) 自己資本比率告示第二百八十五条の五第二項の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

七～十 (略)

(連結自己資本比率を算出する場合における中間事業年度の開示事項)

第五条 規則第八十四条第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項のうち、中間事業年度に係る説明書類に記載すべき事項は、前条第二

近の二中間連結会計年度に係るものに限る。)について準用する。
この場合において、前条第二項中「前項」とあるのは「第五条の規定により読み替えて準用する第四条第一項」と、同条第三項中「第一項の定性的な」とあるのは「第五条の規定により読み替えて準用する第四条第一項の定性的な」と、同項第十一号中「連結貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、同条第四項中「第一項の定量的な」とあるのは「第五条の規定により読み替えて準用する第四条第一項の定量的な」と、同項第二号へ中「をいう。第六条第一項第七号において同じ。」とあるのは「をいう。」と、同項第八号イ中「連結貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、同号ハ中「連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書」と、同号ニ中「連結貸借対照表及び連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書」と読み替えるものとする。

(四半期の開示事項)

第六条 規則第八十六条に規定する経済産業大臣、財務大臣及び金融
庁長官が別に定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～七 (略)

八 単体における自己資本の構成に関する開示事項

九 貸借対照表の科目が自己資本の構成に関する開示事項である別
紙様式第一号に記載する項目のいずれに相当するかについての説

項に定める自己資本の構成に関する開示事項、同条第三項第一号に
定める連結の範囲に関する事項、同項第十一号に定める自己資本比
率告示第三条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合
における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が前条第二
項に定める自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第二号
に記載する項目のいずれに相当するかについての説明並びに同条第
四項に定める定量的な開示事項とする。この場合において、同条第
三項第十一号及び第四項中「連結貸借対照表」とあるのは「中間連
結貸借対照表」と、同項中「連結損益計算書」とあるのは「中間連
結損益計算書」と読み替えるものとする。

2 前項に規定する中間事業年度に係る説明書類に記載すべき事項の
うち、前条第二項に定める自己資本の構成に関する開示事項は、別
紙様式第二号により作成しなければならない。

(四半期の開示事項)

第六条 規則第八十六条に規定する経済産業大臣、財務大臣及び金融
庁長官が別に定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一～七 (略)

八 第二条第二項に定める自己資本の構成に関する開示事項

九 第二条第三項第十号に掲げる事項

明

十 連結における自己資本の構成に関する開示事項

十一 自己資本比率告示第三条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第二号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明

十二・十三 (略)

2 前項第八号に掲げる事項は別紙様式第一号により、同項第十号に掲げる事項は別紙様式第二号により、同項第十二号に掲げる事項は別紙様式第三号によりそれぞれ作成するものとする。

3 (略)

十 第四条第二項に定める自己資本の構成に関する開示事項

十一 第四条第三項第十一号に掲げる事項

十二・十三 (略)

2 前項第八号に掲げる事項は別紙様式第一号により作成し、同項第十号に掲げる事項は別紙様式第二号により作成し、同項第十二号に掲げる事項は別紙様式第三号により作成しなければならない。

3 (略)